

## [中国] 使用環境特徴及び機能的特徴の認定、 訴訟中の部分判決と仮差止命令について

ワイパーのコネクタ案件の一審及び最高人民法院知的財産法廷による二審案件  
(（2019）最高法民終2号)

郭	金	霞*
万	欣	容**
金	高	善***
小	野	義****

**抄 録** 本件は、最高人民法院の知的財産権法廷設立後、同法院により直接二審案件を審理した最初の特許紛争案件である。本件判決書では、使用環境特徴(4. 1にて詳述)の限定作用を詳細に論述し、被告製品が請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に適用できる場合、権利侵害成立と判断した。また、請求項中に記載の技術的特徴に機能的な記載が含まれている場合でも、構造的特徴と機能的特徴とを同時に含む技術的特徴は機能的特徴と認定すべきではないと判断した。

また、訴訟中の部分判決と仮差止命令のオーバーラップについて、当事者は直ちに権利侵害行為を停止させる緊急の状況があるか否かに基づき、請求すべきであり、本稿では、訴訟中の部分判決と仮差止命令との区別、仮差止命令を出す条件などをまとめた。

### 目 次

- はじめに
- 案件の経緯
  - 1 当事者双方の基本状況
  - 2 本件に係る特許
- 裁判の争点
  - 1 一審の争点
  - 2 二審の争点
- 請求項の保護範囲について
  - 1 使用環境特徴の記載
  - 2 機能的特徴の判定
- 訴訟中の部分判決と仮差止命令について
- おわりに

立された後に、最高人民法院により直接二審を審理した最初の特許紛争案件<sup>1)</sup>であるため、国内外から広く注目されていた。

本件は、フランスのヴァレオクリーニングシステム会社(以下、ヴァレオ社と称す)の発明名称「自動車のワイパーの接続器及びその接続装置」である特許権(2011年1月12日に特許査定になった有効特許)に関する。ヴァレオ社は廈門ルーカス自動車部品有限公司(以下、ルー

\* 康信国際特許事務所 中国弁護士 Jinxia GUO

\*\* 康信国際特許事務所 中国弁護士、弁理士  
Xinrong WAN

\*\*\* 康信日本事務所 代表 弁理士  
Yoshiko KANETAKA

\*\*\*\* 康信国際特許事務所 高級顧問  
Yoshikatsu ONO

### 1. はじめに

本件は、最高人民法院の知的財産権法廷が設

カス社と称す)、廈門富可自動車部品有限会社(以下、富可社と称す)及び陳少強氏が製造、販売、許諾販売したS850、S851とS950のワイパー製品が上記特許権を侵害していると主張した。ヴァレオ社は、上海知的財産権法院(以下、一審と記す。)へ提訴して、権利侵害行為の停止、賠償金及び合理的な支出合計600万元を求めた。また、ヴァレオ社は、100元の担保金を供託して被告らの侵害行為の差止めを請求した。一審において、原告は、被告らが引き続き侵害行為を実施して、原告側の製品の販売量及び経営状況に悪影響を与えているため、知財法院へ権利侵害認定について先に部分判決を下し、直ちに侵害行為の停止を命じるよう申し立てた。

一審は、審理を経て部分判決((2016)滬73民初859号民事判決書)を下し、被告に対して直ちに権利侵害行為を停止することを命じたが、原告の仮差止請求については処理しなかった<sup>2)</sup>。ルーカス社と富可社は、上記判決を不服として、最高人民法院の知財法廷(以下、二審と記す。)に上訴し、原判決の取り消しを求めた。一方、二審において、ヴァレオ社はルーカス社と富可社に侵害行為の停止を求める差止め請求を支持することを請求した。二審は、2019年3月27日に終審判決を下し、被告側の上訴を却下し、原判決を維持した。

本件において、当事者双方の争点は、1)被疑侵害製品が本件特許権の請求項1の保護範囲に属するか否か、特に請求項に記載の使用環境特徴の限定作用、請求項中に機能的表現がある場合の機能的特徴の認定に関する点、2)二審段階における仮差止請求に関する処理の点の2点である。

以下、一審及び二審の上記争点に対する判断について概説する。

## 2. 案件の経緯

### 2.1 当事者双方の基本状況

被告側：陳少強氏は、ルーカス社の法定代表者であり、2010年に、陳少強氏の登録商標「CARALL」を独占実施で富可社にライセンスして、2015年に、その商標を富可社に譲渡した。ルーカス社はS850、S851とS950の被告製品を製造し、富可社と共同で販売した。

原告側：ヴァレオ社(VALEO SYSTEM D'ESSUYAGE)はフランスの多国籍の自動車部品製造メーカーであり、1994年に中国市場に進出し始め、20年以上の発展を経て、中国のワイパーシステム市場で重要な位置を占めるようになった。ヴァレオ社は、ルーカス社と富可社が自社のホームページ、Tmall、1688(中国のe-コマースプラットフォームである。)、展示会などで被告製品を販売(販売の申し出)したことを証明するために、一審の時に14件の公証証書を提出した。

### 2.2 本件に係る特許

#### (1) 書誌事項

本件に係る特許は、ヴァレオ社の特許出願CN02820414.Xの分割出願であり、中国出願日は2002年10月2日、優先権日は2001年10月15日である。2011年1月12日に特許査定となり、2022年10月2日に権利満了となる。また、世界中に22のファミリー出願があり、欧州、日本、アメリカ、中国、韓国においても、特許権を取得した<sup>3)</sup>。

本件に係る特許は、1の独立請求項と10の従属請求項を含んでいる。ヴァレオ社は、被告製品が本件特許の請求項1~10の保護範囲に属すると主張した。ここで、当事者双方の主な争点は、被告製品が独立請求項1の保護範囲に属するか否かである。

## (2) 独立請求項の内容

本件特許の独立請求項1は以下の通りである。

「アーム (22) とブレード (24) の部材 (40) との接続及びヒンジ接続のためのワイパーのコネクタ (42) は、U字形に後方へ向かって湾曲したアーム (22) の先端部 (32) の内側で、後方から前方へ長手方向に前記先端部 (32) と係合し、コネクタ (42) は、前記アーム (22) の先端部 (32) における係合位置に前記コネクタ (42) を固定する弾性変形可能な少なくとも一つの部材 (60) と、部材 (40) の2つのウイング (44) の間に収納される、長手方向及び垂直方向に延びる2つの側片 (48) とを備えるワイパーのコネクタにおいて、

前記コネクタ (42) は安全クラスプロック (74) により前記アーム (22) における係合位置に固定され、前記安全クラスプロック (74) は、前記固定部材 (60) に対向して延びて、前記固定部材 (60) の弾性変形を阻止し、コネクタ (42) をロックする閉位置と、前記コネクタ (42) を前記アーム (22) から解除する開位置間を移動可能で設けられていることを特徴とするワイパーのコネクタ。」

## (3) 特許無効審判状況

一審被告の富可社は、それぞれ、2017年3月24日と2018年3月15日に、中国国家知識産権局の専利復審委員会に対して、本件特許に係る無効審判を請求したが、専利復審委員会は、特許有効の審決を下した。

第一回の無効審判請求時に、富可社は主に特許法実施細則第21条第2項<sup>4)</sup>に規定される、独立請求項1が技術課題を解決するための必須技術的特徴を欠如しているため、特許法第26条第4項に基づき、請求項が明細書にサポートされていないと主張した。復審委員会の合議体は上記無効理由を支持せず、特許権有効を維持した。

第二回の無効審判請求時に、富可社は「本件

に係る特許は分割出願であり、親出願における請求項の発明の名称である「ワイパー」を「ワイパーのコネクタ」に補正したが、親出願には、コネクタに関する改良技術案又は技術内容が記載されていないため、このような補正は親出願の特許請求の範囲及び明細書に記載した範囲を超えており、特許法第33条と第22条に適合していない」と主張した。合議体は、本件特許に特定されたコネクタに関する技術案が親出願の明細書に記載されており、親出願の出願書類に記載された範囲を超えていないと、認定した。

富可社は、請求項1と証拠2 (GB2014040B) との差異は、コネクタの構造及び組成に対する用途特徴を明示しているか否かだけであり、これらの用途特徴は請求項の保護範囲を限定していないため、請求項1は証拠2に対して新規性を具備していないと、主張した。この主張に対し、合議体は、上記用途特徴は実質上使用環境特徴に該当すると認定し、この使用環境特徴は保護を求めるコネクタと、連結、協働して使用するなどの関係性があり、請求項の保護範囲に対し限定作用を有していると認定した。

また合議体は、請求項1が、証拠1 (US4976001A)、証拠2 (GB2014040B)、及び証拠3 (WO00/38964A1) に対して、少なくとも以下のような差異点があると認定した。「前記コネクタ (42) は安全閉塞部材 (74) により前記アーム (22) における係合位置に固定され、前記安全閉塞部材 (74) は、前記固定部材 (60) に対向して延びて、前記固定部材 (60) の弾性変形を阻止し、コネクタ (42) をロックする閉位置と、前記コネクタ (42) を前記アーム (22) から解除する開位置間を移動可能で設けられている」。合議体は、上記差異点は公知常識ではないため、請求項1は新規性と進歩性を具備しており、特許法第22条の規定に適合していると認定した。

### 3. 裁判の争点

請求項1と被告製品との特徴対比において、主に以下の四つの点について争われた。

第一、請求項1に記載の「アーム(22)とブレード(24)の部材(40)との接続及びヒンジ接続のためのワイパーのコネクタ(42)」(ここでの記載は請求項1をそのまま引用したものであるため、付番が必ずしも本稿に示す図にあるとは限らない。)という特徴について、コネクタが「標準」のワイパーアームと協働して使用されなければならないのか、また、アームとブレードとは「直接接触する」必要があるのか。

第二、請求項1に記載の「前記アーム(22)の先端部(32)における係合位置に前記コネクタ(42)を固定する弾性変形可能な少なくとも一つの部材(60)と、…を備える」(図1および図3を参照)という技術的特徴について、被告製品の弾性部材により、ワイパーアームの先端部における係合位置にコネクタを位置決めのみ可能で、固定することはできないのか(図2を参照)。

第三、請求項1に記載の「前記安全クラスプロック(74)は、前記固定部材(60)に対向して延びて、前記固定部材(60)の弾性変形を阻止し、コネクタ(42)をロックする閉位置と、…で設けられている」(図1および図3を参照)という技術的特徴について、「弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」という内容は機能的記載に該当するか、本件特許に係る明細書第【0056】段落に記載の「固定部材に対向して延びる」という具体的実施形態に限定すべきであるか。

第四、被告製品の安全クラスプロックの先方に設けられている、中間接続の一对の凸起(S850, S851製品)及び一つの横板(S950製品)は、被告製品が本件に係わる特許の保護範囲に属するかを判断する際に影響があるか否か。

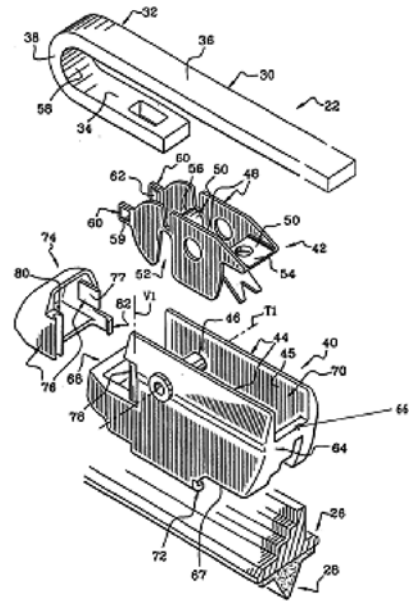
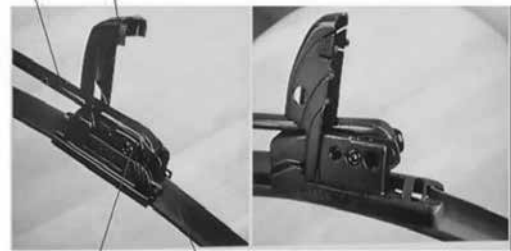


図1 本件特許に係るワイパーの構造

ワイパーアーム 安全クラスプロック



コネクタ ブレード

図2 被告製品の構造

#### 3. 1 一審の争点

(1) 被告製品は請求項1の保護範囲に属するか  
一審は、下記の理由により、被告製品は請求項1の保護範囲に属すると認定した。

第一の争点について、本件特許に係るワイパーのコネクタはワイパーアームとブレードとの接続用であり、ワイパーアームはコネクタの一部ではないため、「アームとブレードの一つの部材との接続及びヒンジ接続のためのワイパーのコネクタ」という技術的特徴は、本件特許の「使用環境特徴」であると認定できる。被告製品は、自動車のワイパーであり、その機能を実現する

ために、必ず自動車のワイパーアームと協働しなければならない。コネクタでワイパーアームと接続することにより、ワイパーアーム及びコネクタがワイパーベース上の水平軸線まわりで回転する。このような接続は、ヒンジ接続と認定すべきである。従って、被告製品は、請求項1における使用環境特徴に限定された使用環境で応用することができる。また、特許権の保護範囲は、その請求項の内容に基づき確定すべきであり、本件特許の請求項において、ワイパーアームを「標準ワイパーアーム」に限定していないため、被告製品は、本件特許の上記技術的特徴と同一であると認定した。

第二の争点について、被告製品は一对の弾性部材の端部が内側に向けて湾曲（図4における横方向湾曲）、あるいは凸起しているため、ワ

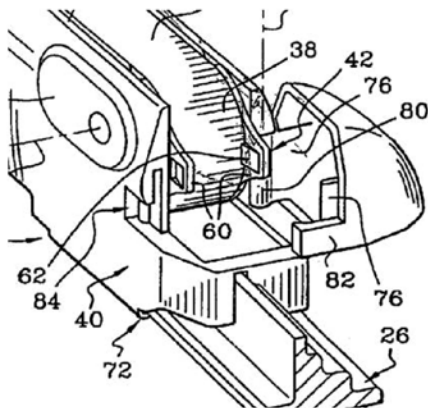


図3 本件特許に係るコネクタとワイパーアームのロック状態

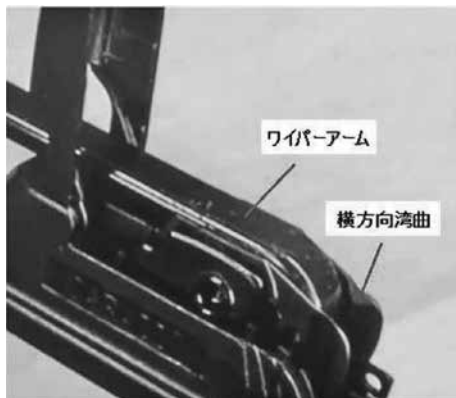


図4 被告製品のコネクタとワイパーアーム

イパーアームの湾曲部はそこに係合されることにより、接続位置、即ち係合位置に固定され、小さい外力で取り出しにくい状態となっている。つまり、被告製品のコネクタは弾性部材によりワイパーアームの先端部における係合位置にロックされている、として被告製品は本件特許の上記技術的特徴と同一であると認定した。

第三の争点について、「固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」ことは、機能的な表現で限定された技術的特徴である。また、「安全クラスプロックは、固定部材に対向して延びて」というのは、安全クラスプロックと固定部材との方向・位置関係だけを開示し、このような方向・位置関係により、固定部材の弾性変形を阻止することはできない。当業者にとって、安全クラスプロックは保護作用を果たす部材に過ぎず、請求項1に基づいて「固定部材の弾性変形を阻止する」機能を実現できる安全クラスプロックの構造、あるいは安全クラスプロックと固定部材との配合・作用関係を直接且つ明確的に特定できない。本件特許の明細書、原告製品の実物及び被告製品から分かるように、固定部材に対向して延びている安全クラスプロックにより固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックするには、以下の方式がある。(一) 本件特許の明細書及び具体的な実施形態に開示されたように、安全クラスプロックの2つの垂直側片の内面が固定部材の外面に貼り付けられる（図5を参照）ことにより、固定部材が外へ弾性拡張することを阻止する。(二) 被告製品のように、安全クラスプロックの2つの垂直側片に凸起を設ける（図6を参照）ことで、固定部材が外へ弾性拡張することを阻止する。(三) 原告製品と被告製品に用いられる構造のように、安全クラスプロックの先方に横板又は凸起を設けることで、ワイパーアームが前に移動することを阻止して、固定部材がワイパーアームの移動に伴って外へ弾性拡張することを阻

止する。(四) 第三の方式と第一、第二のいずれか一つとを同時に利用する。上述のように、「固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」という機能を実現できる複数の技術案があるため、これらの技術案が、全て本件特許の保護範囲に含まれると認定すると、本件特許の保護範囲を不当に拡大することになり、公共の利益を害することとなる。従って、このような機能的技術的特徴については、明細書及び図面に記載の具体的な実施形態に記載された当該機能を実現するための「不可欠」な技術的特徴の範囲内に過不足なく限定すべきである。

本件特許の明細書第【0056】に記載の「コネクタの固定はクラスプロックの垂直側片の内面により保証されている。内面は、爪の外側面に沿って延びているため、爪がコネクタの外部へ横方向変形することを阻止する。よって、コネ

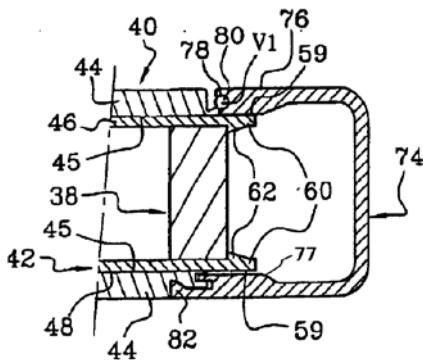


図5 本件特許の安全クラスプロック (74)



図6 被告製品S850の安全クラスプロック

クタがフック状端部から脱出できない」というのは、上記機能を実現する不可欠な技術的特徴であるので、この内容に基づき、上記機能的に記載した技術的特徴に限定すべきであると認定した。

また、均等論の適用について、被告製品において、固定部材の爪に垂直している安全クラスプロックの垂直凸起が固定部材の弾性拡張を阻止しており、該垂直凸起が安全クラスプロックの両側片の内面に設けられている(図6を参照)ことと、本件特許における「安全クラスプロック(74)の内面(77)が固定部材の爪(60)に平行し、固定部材を直接制限する」こととは、ともに安全クラスプロックの両垂直側片が固定部材の爪の外側面に作用してコネクタの横方向変形を阻止している。両者の採用された技術手段は基本的に同一であり、固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする機能、効果も同一である。且つ、本件特許における「安全クラスプロックで爪の外側面を直接制限する」ことの代わりに、安全クラスプロックの内面に設けられている凸起で爪の外側面を直接制限することも、当業者にとって、創造的労働を経ずに想到できる技術案であるため、被告製品は本件特許の上記技術的特徴と均等であると認定した。

第四の争点について、「被告製品に係る技術案は、本件特許の請求項に記載の全ての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を含んでいるため、本件特許権の保護範囲に属すると認定した。被告製品に係る技術案には、本件特許の請求項に記載の全ての技術的特徴以外に、「被告製品の安全クラスプロックの先方において、中央部で接続されている一対の凸起(S850, S851製品)及び一つの横板(S950製品)が設けられる」技術的特徴も含んでいるが、被告製品が本件特許権の保護範囲に属する認定に対して影響しない。」と認定した。

一審は、上記理由に基づいて、被告製品が本件

特許の請求項1の保護範囲に属すると認定した。

## (2) 訴訟中の部分判決について

一審段階において、原告は、直ちに侵害行為の停止を命ずる部分判決を下すよう申し立てた。一審は、被告製品が本件特許権を侵害している以上、原告は侵害停止を求める権利があり、且つ被告が一審訴訟係属中に引き続き侵害行為を実施している証拠があるため、原告側の損失を拡大させないように、被告であるルーカス社と富可社が本判決の発効日から、本件に係る特許権の侵害行為を直ちに停止せよという部分判決を下した。但し、原告の訴訟中の行為保全請求については、処理しなかった。

## 3. 2 二審の争点

本件上訴人のルーカス社と富可社の上訴理由は、依然として、被告製品が本件特許の請求項の保護範囲に属するか否かであり、請求項の保護範囲の認定に関する争点も上記四点である。

二審において、被上訴人は再度仮差止命令を請求した為、二審では本件において訴訟中の部分判決と仮差止命令の必要性についても論述した。

### (1) 被告製品が請求項1の保護範囲に属するか否かについて

イ) 請求項1に記載の使用環境特徴について  
請求項1に記載の「アームとブレードの部材との接続及びヒンジ接続のためのワイパーのコネクタ」という特徴に対して、「ワイパーアームがブレードの一つの部材と「直接的に」接続及びヒンジ接続されている」と理解すべきか否かについては、二審法院は次のように認定した。

「中華人民共和国特許法」第59条<sup>5)</sup>と「最高人民法院による特許権侵害をめぐる係争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下、他の解釈と区別し「司法解釈」と

称する)の第2条<sup>6)</sup>の規定により、請求項に記載の特定の用途に対する解釈は明細書及び図面から逸脱し、曲解してはならない。

まず、本件特許の請求項に記載の上記特徴に関する説明から見ると、コネクタがワイパーアームとブレードとの接続及びヒンジ接続を保証するために用いられると限定されたが、ワイパーアームとブレードとは「直接接触している」ことは限定されていない。したがって、「文言侵害解釈」により理解したとしても、「直接接触している」という意味ではない。

また、本件特許の明細書と図面における記載によると、ワイパーアーム22がコネクタ42に接続され、コネクタがブレードにヒンジ接続されているため、コネクタによりワイパーアームとブレードとの接続及びヒンジ接続を保証したことが明らかである。よって、本件特許の請求項1は、ワイパーアームとブレードとが直接接触することを求めている。

上記技術的特徴において、必ず、「標準のワイパーアーム」との接続に限定すると解釈すべきか否かについて、上訴人は、本件特許における技術案が「非標準のワイパーアーム」のみに用いることができるが、被告製品が「標準のワイパーアーム」に用いることができると主張した。これに対して、二審は以下のように認定した。

本件特許の発明ポイントは「ワイパーアームのコネクタ」であるが、上記技術的特徴においてコネクタの構成が直接に限定されていなく、当該コネクタとその他の部材、即ちワイパーアーム、ブレード等との接続関係が限定されている。即ち、当該コネクタの使用環境が限定されているため、上記技術的特徴は使用環境特徴に属する。一般的に、保護対象が使用環境特徴で限定された使用環境に応用できればよいが、その使用環境「のみ」に応用できることは必要ない。但し、当業者が特許請求の範囲、明細書及び審査包袋を読み込んでから、保護対象が当該使用

環境のみに用いることができることを明確且つ合理的に知り得る場合は除く。また、本件特許の明細書には、「如何なる種類のワイパーを一つの標準のワイパーアームに装着されることもできる」ことが記載されているが、保護対象のコネクタが標準のワイパーアーム「のみ」に接続することができることは記載されていない。即ち、「非標準」のワイパーアームを排除していない。それに、本件特許に関わる発明の目的は、「コネクタをブレードに固定できる装置を提供し、前記装置によりコネクタが装着位置にロックされることができる」ことも含むので、上記の内容はその中の一部しかない。当業者は、発明が解決しようとする課題及び記載された技術案により、「保護対象のコネクタは、横幅がワイパーアームに適合すれば、本件特許の技術案により装着位置に固定されることができるため、標準のワイパーアーム「のみ」に接続できることではない。」と理解することができる。

ロ) 被告製品は当該使用環境特徴を有するか被告製品が上記使用環境特徴を具備するか否かについて、二審は、「ルーカス社と富可社の両者共に、被告製品のコネクタがワイパーアームに接続し、コネクタがブレードにヒンジ接続されていることを認めた。即ち、被告製品はコネクタによりワイパーアームとブレードとの接続を実現した。また、被告製品は請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に用いられることができるため、更にその他の使用環境に用いられることができるか否かは、原則上、権利侵害の判定結果に影響しない。つまり、被告製品には上記技術的特徴が含まれている。」という意見を述べた。

「前記ワイパーアームの先端部における係合位置に前記コネクタを固定する弾性変形可能な少なくとも一つの部材を備える」という技術的特徴について、上訴人は、被告製品の弾性変形可能な部材によりコネクタをワイパーアームの

先端部における係合位置に「固定」することができるが、「ロック」することはできないと主張した。これに対して、二審は、『「固定」の意味について、上訴人が述べた「完全にロック・固定する」に理解するものではなく、当業者が明細書と図面を読み込んだ後の請求項に対する理解を結び付けて理解すべきである。被告製品の解決しようとする技術課題は、自動車のワイパーアームのコネクタが外力により取り外されることを減少又は防止することである。この文言により、当業者は、当該コネクタの弾性部材によりコネクタをワイパーアームの先端部における係合位置に「固定」する際に、ある程度で封鎖、固定できれば良いというように理解することができる。被告製品の横方向湾曲或いは凸起が弾性部材の横幅に適合するワイパーアームの先湾曲部に係合され、ワイパーアームの先端部における係合位置に封鎖、固定されることができる。したがって、被告製品には本件特許の上記特徴が含まれている。』と認定した。

ハ) 請求項1中の機能的特徴の認定について  
請求項1における「前記安全クラスプロックは、前記固定部材に対向して延びて、前記固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする閉位置」という技術的特徴は機能的特徴に該当するかについて、二審は、「司法解釈(二)」の第8条<sup>7)</sup>の規定により、「機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう。したがって、ある技術的特徴には、発明の技術案に特定された構造、成分、手順、条件又はその間の関係などが限定又は示唆されている場合、原則上、当該技術的特徴は、上記司法解釈に規定の機能的特徴に該当しないため、機能的特徴として権利侵害対比に用いられることはできない。」と認定した。

具体的に言えば、上記技術的特徴には、安全



クラスプロック（74）と固定部材（60）（図3を参照）との位置関係が限定されており、また「安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びて」という特定された構造も示唆されている。上記位置関係と構造の作用は「前記固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」ことである。当該位置関係と構造により、当業者は、本件特許の明細書第【0056】段落における関連記載を結びつけ、「安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びている」場合、延びた部分と固定部材の外面との間の距離が十分に小さければ、固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする効果を得られる。よって、当該技術的特徴は、特定位置関係と構造を限定していると共に、当該位置関係と構造の機能も限定している。また、当該位置関係と構造、とその機能とを結び付けて理解しなければ、当該位置関係と構造の具体的な内容を明確に確認することはできない。このような「位置関係或いは構造+機能的表現」を含んでいる技術的特徴は、機能に対する記載があるが、実質的には、位置或いは構造特徴であり、上記司法解釈における機能的特徴ではない。当事者が一審による上記技術的特徴が機能的特徴であるという認定に対して異議を提出しなかったが、請求項に対する解釈は法律上の問題であり、また、侵害対比の方法において、機能的特徴とその他の特徴とは明らかな差異があり、侵害判定の結果に影響を及ぼす可能性があるため、二審はそれを指摘して是正した。

本件において、被告製品の安全クラスプロックの両側片の内面に、側片に垂直する一対の垂直凸起が設置されている。前記安全クラスプロックが閉位置に置けられる場合、安全クラスプロックの両側片の内面における側片に垂直する凸起が弾性部材の外面に対向している。これは請求項1に記載の「前記安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びて」の一つの形態であ

る。しかも、これにより「前記固定部材の弾性変形を阻止し、前記コネクタをロックする」という機能も実現できる。したがって、被告製品には上記技術的特徴が含まれていると認定した。

最後に、「被告製品の安全クラスプロックの先方に一つの横板（S950製品）又は中央部で接続されている一対の凸起（S850, S851製品）が設けられ、安全クラスプロックが閉位置に置かれる場合、上記横板又は凸起はワイパーアームの先方に位置する」という付加的技術的特徴は、侵害判定結果に実質的に影響するか、また被告製品は更に優れた技術的效果を得られるかについて、二審は、「被告製品が本件特許の全ての技術的特徴含むことにより、本件特許の技術的貢献を利用した事実は既に成立したため、上記付加的技術的特徴及びその付加的技術的效果は侵害判定結果に実質的な影響を与えられない。また、被告製品のコネクタがその弾性部材の横幅に適合するワイパーアームに接続されている場合、ワイパーアームの先方への移動は弾性部材の端部の湾曲又は凸起により阻害され、安全クラスプロックの先方の横板又は凸起が阻害の作用を発揮できない。つまり、当該付加的技術的特徴は、実際に上訴人が主張した技術的效果を実現することができない。」と認定した。

## (2) 訴訟中の部分判決と行為保全について

先ず、被上訴人が一審で請求した訴訟中の行為保全について、「最高人民法院による中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」の第161条<sup>8)</sup>の規定によると、当事者は一審判決に不服があり上訴を提起した案件について、当事者が一審で行為保全を請求した場合、二審法院が上訴案件を受理する前は、一審法院により管轄し、二審法院が受理した後は、二審法院により管轄する。本件について、二審法院が既に受理したので、本件に関わる行為保全請求は二審法院より管轄、処理すべきである。

本件において、一審が下した侵害行為を停止せよという部分判決はまだ発効していないので、特許権者は一審における行為保全請求を引き続き主張した。これについて、二審は、「二審は、侵害行為の停止を求める行為保全請求について、状況により適切に処理すべきである。例えば、緊急な場合或いはその他の損害をもたらす可能性があり、特許権者は行為保全を請求したが、二審は行為保全の期限内に最終判決を下すことができない場合、保全請求を単独に処理し、法により適時に裁定を下すべきであり、また行為保全の条件を満たせば、適時に保全措置を取るべきである。一方、二審は行為保全の期限内に最終判決を下すことができる場合、適時に判決を下し、行為保全請求を棄却することができる。本件においては、ヴァレオ社が提出した証拠は損害を被っている緊急な状況であることを十分に証明できない、しかも、二審は法廷において既に最終判決を下したので、改めて侵害行為を停止せよという行為保全裁定を下す必要はない。」と認定した。つまり、ヴァレオ社の訴訟中の保全請求を支持しなかった。

## 4. 請求項の保護範囲について

### 4.1 使用環境特徴の記載

使用環境特徴とは、最高人民法院の(2012)民提字第1号民事判決書で初めて提起された概念である。この判決書において、使用環境特徴とは、請求項における発明の使用背景又は使用条件を説明するための技術的特徴を指すと定義した。また、請求項に記載の使用環境特徴が特許権の保護範囲に対する限定作用があるか否か、及びどの程度の限定作用があるかについて次のように明確にした。まず、使用環境特徴が特許権の保護範囲に対して必ず限定作用がある。そして、どの程度の限定作用があるかについては、案件ごとの具体的な状況による。一般

的に、使用環境特徴について、保護される対象が当該使用環境特徴に「使用されなければならない」まで求めるのではなく、保護される対象が当該使用環境特徴に「使用されることができれば」結構であると理解されるべきである。但し、当業者が特許請求の範囲、明細書及び審査包袋から、保護される対象が当該使用環境特徴に「使用されなければならない」ことを明確且つ合理的に知り得る場合、当該使用環境特徴は、保護される対象が当該使用環境特徴に「使用されなければならない」ことを求めていると理解されるべきである。

使用環境特徴の特許権の保護範囲に対する限定作用について、「司法解釈(二)」の第9条には、被疑侵害の技術案が請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術案が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならないと規定した。上記司法解釈は、使用環境特徴に使用されることができなければ権利侵害にならないことを規定し、被告に非侵害を主張する挙証方法を提供したが、使用環境特徴が特許権の保護範囲に対する限定作用がどの程度あるかについて明確に規定していない。

本件において、使用環境特徴は「アームとブレードの一つの部材との接続及びヒンジ接続のためのワイパーのコネクタ」であり、本件特許の保護対象は「コネクタ」である。保護範囲に対する限定作用から見ると、上記使用環境は必ず「コネクタ」に対する限定作用がある。即ち、「コネクタ」と、「アーム」及び「ブレード」との「接続及びヒンジ接続」の関係を限定した。なお、限定作用がどの程度であるかについて、本件特許の明細書、図面及び特許請求の範囲の記載によると、当該「コネクタ」のU形先端部(32)、弾性変形可能な部材(60)、安全クラスブロック(74)等の係合構成の何れも、「アーム」及び「ブレード」の具体的な構造と組み合わせ

て用いられるものであるため、被告製品が本件特許における使用環境特徴により特定した使用環境に「適用できれば結構である」のではなく、保護対象のコネクタが「アームとブレードの一つの部材との接続及びヒンジ接続」に「必ず適用できなければならない」と解釈可能である。

なお、挙証の観点から見れば、「使用しなければならない」との使用環境の基準を採用する場合、本件被告の「被告製品が本件特許の請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に適用できるが、その他の使用環境にも適用できる」という主張の注目点は正しいと言える。この場合、被告が証明すべきことは、被告製品が正常に使用される際に、「非標準」のワイパーアームに使用可能である点ではなく、アーム又はブレードと接続及びヒンジ接続せずに使用可能である点である。なぜなら、請求項における「アーム」が標準であると特定されていないからである。仮に、本件特許の請求項において、標準ワイパーアームであると特定している場合、被告の上訴における挙証が認められる可能性が高くなる。

そして、上記司法解釈（二）の規定により、被告は被告製品が本件特許の請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に「適用できない」と主張することができる。勿論、本件の場合、被告製品が上記使用環境に適用できることは事実である。

#### 4. 2 機能的特徴の判定

本件のもう一つの争点は本件特許の請求項1に記載の「前記安全クラスブロックは、前記固定部材に対向して延びて、前記固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする閉位置」という技術的特徴が機能的特徴であるか否かという点である。

特許権の保護範囲が不当に広められ、公共の利益に損害をもたらすことを防止するために、特

許の権利付与と権利確定段階及び権利侵害判断において、機能的記載は厳しく制限されている。

審査段階において、「特許審査指南」には、「製品の請求項においては、機能的又は効果的特徴で発明を特定することをできる限り避けなければならない。ある技術的特徴が構造的特徴で特定されることができない場合、或いは構造的特徴で特定するより機能的又は効果的特徴で特定するほうがより適切であり、また当該機能又は効果特徴の記載が明細書に規定された実験、操作又は所属する技術分野における慣用手段で直接且つ確実に検証できる場合のみ、機能的又は効果的特徴で発明を特定することが認められる。」と明確に規定されている。しかし、通常、請求項を作成する際に、出願人は請求項の保護範囲を広めるために機能的特徴で当該機能を実現できる全ての実施形態をカバーすることを望んでいる。なお、公衆の利益を保護するために、審査官は「特許法」第26条第4項のサポート要件違反により出願人が機能的請求項を濫用することを制約する。したがって、審査過程で残された「機能的特徴」により限定される請求項は「単純な機能的請求項」であるものではなく、また出願人が審査過程においてサポート要件違反問題を補正するために提出した解釈と限定を侵害係争における「禁反言」の根拠とすることもできる。

侵害判断の段階において、「司法解釈（二）」第4条には、「請求項において機能若しくは効果を以って記載された技術的特徴について、人民法院は明細書および図面に記述された当該機能若しくは効果の具体的な実施形態、及びそれと均等の実施形態と結び付けた上で、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。」と規定されている。即ち、ある技術的特徴が機能的特徴であると認定された場合、その保護範囲は「明細書における具体的な実施形態+それと均等の実施形態」に限定されるべきである。

しかし、実務において、機能的特徴に対する認定及びその保護範囲の確定が厳格すぎる問題もある。機能的特徴の保護範囲の認定において「具体的な実施形態+均等の実施形態」の解釈規則を直接適用すると、権利範囲が極めて狭く解釈されるため、権利者の利益を損害するおそれがある。したがって、「司法解釈(二)」には、「当業者は特許請求の範囲のみ読み込むことにより、上記機能又は効果を実現する実施形態を直接且つ明確に確定できる場合、機能的特徴に該当しない」と明確に規定されている。

本件において、一審は、『上記技術的特徴には、安全クラスプロックと固定部材との方向及び位置関係のみが開示されている。しかも、その方向及び位置関係は固定部材の弾性変形を十分に阻止できない。当業者にとって、安全クラスプロックは保護作用を発揮する保護部材にすぎない。よって、当業者は請求項だけでは、「固定部材の弾性変形を阻止する」機能を実現する安全クラスプロックの関連構造、又は安全クラスプロックと固定部材との配合及び作用関係を直接且つ明確に確定できない。即ち、当業者は、請求項だけでは、「固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」という機能を実現する具体的な実施形態を直接且つ明確に確定できない。よって、当該技術的特徴は機能的特徴に該当する。』と認定した。また、上記分析に基づき、一審は、「明細書と図面における当該機能若しくは効果の具体的な実施形態、及びその均等の実施形態と結びつけた上で、当該技術的特徴の内容を確定すべきである」と認定した。

これに対し、二審は、『上記技術的特徴は機能的特徴に該当しない。その理由として、上記技術的特徴には、実際に安全クラスプロックと固定部材との位置関係が限定されていると共に、「安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びて」という特定された構造も示唆されている。また、当該位置関係と構造が発揮す

る作用は、「前記固定部材の弾性変形を阻止し、前記コネクタをロックする」ことである。当該位置関係と構造に基づき、また明細書の第【0056】段落に記載の「コネクタの固定はクラスプロックの垂直側片の内面により保証されている。内面は、爪の外側面に沿って延びているため、爪がコネクタの外部へ横方向変形することを阻止する。よって、コネクタがフック状端部から脱出できない」ことを結び付けて、当業者は、「安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びている」場合、延びた部分と固定部材の外面との間の距離が十分に小さければ、「前記固定部材の弾性変形は阻止され、前記コネクタがロックされる」効果を得ることができる。』と一審と全く異なる認定を下した。

要するに、二審と一審とによる当該技術的特徴が機能的特徴であるか否かの認定について全く異なる見解を下した原因は、最初の注目点がそれぞれ異なるからである。一審の見解では、当該技術的特徴には位置関係の特徴と機能又は効果の特徴のみ含まれているため、当該技術的特徴が機能性特徴に該当するか否かを判断する際に、特許請求の範囲の記載内容により当該機能を実現する実施形態を直接且つ明確に確定できるか否かを判断すれば良いとの立場に立った。一方、二審は、先ず「安全クラスプロックは前記固定部材に対向して延びて」という技術的特徴が、位置関係の特徴を含むとともに、構造の特徴も示唆しているため、機能的特徴に該当しないと認定した。その理由として、「司法解釈(二)」第8条の規定のように、機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう。したがって、ある技術的特徴に発明の技術案に特定された構造、成分、手順、条件又はその間の関係などが限定又は示唆されている場合、当該技術的特徴にはその実現した機能

又は効果も限定されているとしても、原則上、当該技術的特徴は機能的特徴に該当しないため、機能的特徴として侵害対比に用いられることもできない。そして、上記原則を前提として、明細書に記載の内容、及び「固定部材の弾性変形を阻止し、コネクタをロックする」という機能的特徴を結び付た上で、上記位置と構造の具体的な内容を明確に確認できる。

従って、本判決においては、構造の説明と機能の説明を同時に含む特徴は機能的特徴と認定すべきではないと認定した。但し、請求項において、特定の構造、成分、手順、条件又はその間の関係等の特徴さえ含めば機能的特徴に該当しなくなるか、或いはどの程度詳細に記載する必要があるかについては、本判決では触れていない。

## 5. 訴訟中の部分判決と仮差止命令について

本件のもう一つの重要な争点は、部分判決と行為保全とは請求の内容が同じである場合、如何に処理すべきかということである。

本件において、ヴァレオ社は、提訴後、一審被告の侵害行為が継続し原告の製品の売上に甚大な影響をもたらしており、裁判の長期化が原告の市場シェアに影響をもたらしたと主張し、法院に権利侵害の認定について部分判決を下し、被告の侵害行為を停止させるよう請求した。一審は、原告が提出した証拠によりルーカス社と富可社が共同で被告製品の生産を行い、且つ侵害行為が続いていると判断できたため、ヴァレオ社の請求を支持し、「民事訴訟法」第153条の規定<sup>9)</sup>により一審法院が設立して以来の初めての部分判決を下した。

ヴァレオ社は一審においても侵害行為を停止させる訴訟中の行為保全を請求し、相応の担保を提供したが、一審はヴァレオ社の請求を処理せず、権利侵害行為を停止させる部分判決のみ

下した。なお、一審は訴訟中の行為保全請求を処理しなかったため、二審は上訴を受理した後、当該行為保全請求を管轄、受理することにした。

ヴァレオ社は二審において引き続き行為保全を請求したが、その提出した証拠が損害を被っている緊急な状況であることを十分に証明できず、しかも、二審は、法廷において既に最終判決を下したので、改めて侵害行為を停止せよという行為保全裁定を下す必要はない。よって、二審は、ヴァレオ社の訴訟中の行為保全請求を支持しなかった。

このように最高人民法院は、判決書において、訴訟中の部分判決と行為保全とについて、内容、機能及び制度設計における共通点と相違点を論述し、また本件における行為保全請求を支持しなかった原因も述べた。これは、特許権者にとって、特許権侵害係争における侵害行為を制止する方式を選択する際に、一定の参考価値がある。

## 6. おわりに

本件において、最高人民法院は、請求項の保護範囲の確定基準について詳しく論述し、使用環境特徴の請求項に対する限定作用と機能的特徴の認定について最高人民法院の判断基準と理論根拠を述べた。

特に、機能的特徴の認定について、最高人民法院は、技術的特徴に構造又はその位置関係の特徴と機能又は効果特徴とが同時に含まれている場合、その技術的特徴が機能的特徴に該当せず、侵害対比に用いられることができないことを認定した。

これらの判断は、今後の類似案件にとって参考価値がある。但し、中国では判例法制度を採用していない点に留意すべきである。さらに、専利審査指南<sup>10)</sup>には、製品の請求項では機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することはなるべく回避すべきであると規定されている。さらに、審査段階において、請求項に含ま

れる機能的限定の技術的特徴は、記載された機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると解釈され、機能的限定の特徴を含む請求項に対し、該機能的限定が明細書によりサポートされているかを審査することになっている。従って、出願段階においてクレームドラフティングの際、なるべく機能的限定を避け、製品自身の構成や当該製品を含むシステムの構成によりクレームドラフティングをするほうが良いと思われる。

また、本件において、最高人民法院は、訴訟中の部分判決と仮差止命令との共通点と相違点、関係、及び適用も論述した。特許権者にとって、一定の参考価値がある。

訴訟中の行為保全を請求する場合、即時に侵害行為を停止しないと、権利者に取り返しのつかない損失をもたらす非常に緊急な状況であることを証明しなければならない。しかも、行為保全の判定が下されると即発効になり、復讐期間中でも停止されない。一方、部分判決を請求する場合、損害が継続であることを証明する必要もあるが、その緊急性に対する挙証について、行為保全よりそれほど厳しく要求していない。なお、部分判決は普通の判決より速く下されることができ、行為保全は遅い。したがって、行為保全を請求するか、それとも部分判決を請求するか、或いは両方とも請求するかと選択する場合、「緊急性」に対する挙証能力と、状況の緊急度とを総合的に考慮する必要がある。緊急度がそれほど高くない、或いは緊急性を証明できない場合、部分判決を請求したほうが良い。また、本件において、最高人民法院は、二審が行為保全請求の処理期限までに最終判決を下すことができれば、適時に判決を下し行為保全請求を棄却することができると認定した。よって、部分判決と行為保全の両方とも請求すると、法院に速く判決を下すよう促すことができる可能性がある。したがって、原告としては、法院に

速く判決を下すよう促すために、部分判決と行為保全の両方とも請求することも考えられる。

## 注 記

- 1) 知的財産権事件の裁判基準を更に統一し、審判の品質と効率を向上させ、司法の公衆信頼性と国際影響力を強化し、イノベーションにより発展を駆動する戦略及び国家知的財産戦略に司法保障を提供するために、最高人民法院は、2018年12月28日に「最高人民法院による知的財産権法廷における若干問題に関する規定」(法釈【2018】22号)を公布し、2019年1月1日から施行した。その中、2019年1月1日以降の高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が下した特許、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、独占など民事事件第一審の判決又は裁定を不服として、上訴を提起した事件は知的財産権法院より審理すると規定した。最高人民法院は、最高人民法院の各審判廷、北京市高級人民法院、北京知的財産権法院、上海知的財産権法院、及び各省の高級人民法院から12年以上の審判経験がある裁判官を選出して知的財産権法廷を設立した。第一陣の25名の裁判官は全て修士以上の学位を有し、半分以上も博士であり、また1/3は理工系背景を有し、1/3は留学経験を有する。
- 2) (2016)滬73民初895号民事判決書の出所 <https://app.darts-ip.com/darts-web/client/case-results.jsf>
- 3) ファミリー特許データの出所は欧州特許庁公式サイトである。 [https://worldwide.espacenet.com/?locale=en\\_EP](https://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP)
- 4) 2010年に、国務院が「中華人民共和国特許法実施細則」に対する二回目の改正において、独立請求項に必須な技術的特徴が欠如することに関する元の第21条第2款を第20条第2款にした。
- 5) 「中華人民共和国特許法」第59条により、発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、説明書及び付属図面は権利要求の解釈に用いることができる。
- 6) 「最高人民法院による特許権侵害をめぐる係争案件の審理における法律適用の若干問題に関する

解釈」第2条により、人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書および図面を読み終えた当該分野の一般的な技術者が持っている請求項に対する理解と結び付けた上で、専利法59条1款に定めた請求項の内容を確定するものとする。

- 7) 「最高人民法院による特許権侵害をめぐる係争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」第8条により、機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう。ただし、当該分野の一般的な技術者が請求項の閲読のみを通じて、前述の機能又は効果の具体実施形態を直接且つ明確に確定できる場合はこの限りでない。また、本条第2款により、明細書及び図面に記載された、前項でいう機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術的特徴に比べて、被疑侵害技術案に対応する技術的特徴を、基本的に同一の手段によって同一の機能を実現し、同一の効果を達成し、且つ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ずして

連想できる場合、人民法院は、当該技術的特徴と機能的特徴が同一又は均等であると認定しなければならない。

- 8) 「最高人民法院による中華人民共和国行政訴訟法の適用に関する解釈」第161条により、当事者が一審判決を不服とし上訴を提起した案件について、二審人民法院が案件を受領する前に、当事者は財産を譲渡、隠蔽、販売又は破壊する行為を存在し、財産保全の措置が必ず必要である場合、一審人民法院が当事者の請求又は職権により措置を取る。一審人民法院は適時に保全裁定を二審人民法院に報告・送付しなければならない。
- 9) 「民事訴訟法」第153条により、人民法院は、事件を審理する場合において、そのうちの一部の事実が既に明らかとなったときは、当該部分について先行して判決することができる。
- 10) 専利審査指南 第二部分第二章3.2.1  
(URL参照日は全て2020年1月10日)

(原稿受領日 2020年1月14日)

